

## 令和3年度狩猟鳥獣の見直し検討会 議事概要

日時：令和4年2月7日（月）9：40～12：00

場所：web会議

### ■ 議事

1. 開会
2. 議事
  - (1) 狩猟鳥獣の見直しについて
    - 狩猟鳥獣の指定・解除について
    - 狩猟期間について
    - 狩猟鳥獣の捕獲制限について
    - その他
  - (2) その他
3. 閉会

### ■ 出席者名簿

#### ◇ 検討委員（五十音順、敬称略）

##### （獣類）

東京女子大学 名誉教授	石井 信夫（座長）
山形大学農学部 教授	江成 広斗
株式会社野生鳥獣対策連携センター 代表取締役	坂田 宏志

##### （鳥類）

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所フェロー	川路 則友
公益財団法人山階鳥類研究所 自然誌・保全研究ディレクター	水田 拓

#### ◇ 環境省

野生生物課鳥獣保護管理室	鳥獣保護管理室長	東岡 礼治
	室長補佐	岩田 清人
	室長補佐	遠矢 駿一郎
	狩猟係員	安藤 滉一

#### ◇ 事務局

## 議事 1. 狩猟鳥獣の見直しについて

### ● 座長の選出

議事に入る前に、狩猟鳥獣の見直し検討会開催要綱に基づき、座長を選出。事務局案として石井委員を座長に提案したところ、異議はなかったため、石井委員を座長に選出。

### ● 本検討会の目的について

環境省から本検討会の目的及び狩猟鳥獣の見直しに関するスケジュール等について説明。

#### <質問>

- ・ 「前回見直しの議論を踏まえて」という発言があったが、その議論の詳細はどこかに説明があったのか？（川路委員）

→前回の議事録は今回の資料に含まれてはいないが、狩猟鳥獣の生息状況等、個別の議事に係る資料の説明時に、前回の議論の内容も踏まえながら説明したい。（環境省）

### ● 狩猟鳥獣の見直しについて

事務局より、資料に沿って下記3点について説明。

- ・ 狩猟鳥獣の指定・解除に関する検討の方向性について
- ・ 狩猟鳥獣 48 種の最新生息状況等の情報収集の結果について
- ・ 今回狩猟鳥獣からの指定を解除する予定のバン及びゴイサギの生息状況に関する最新の知見について

#### <質問>

- ・ 狩猟鳥獣の解除要件は、基本指針に記載されている狩猟鳥獣の選定の考え方のうち1)及び2)の両方が否定された時との理解でよいか？（川路委員）

→選定の際は2つの考え方にに基づき指定するものと考えているが、解除の要件として、両方が否定された場合にのみ解除されるという考え方ではない。例えば、狩猟の対象となり得るが、当該鳥獣の保護に支障が及ぶほど生息状況が悪化しているような場合には、1)は否定されないこととなるが解除の検討をし得ると考えている。(環境省)

- ・ バン・ゴイサギの指定解除に対して意見はない。一方で、狩猟鳥獣の新規指定に関して、特定外来生物の指定を見送る理由として、特定外来生物が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する必要があるためと説明があったが、具体的にはどういう状況が想定されるのか？(水田委員)

→前回の検討会で房総半島のキョンの指定の是非が検討された経緯がある。その際に自由な狩猟によって封じ込めが機能せず、例えば巻き狩り等によって分散に繋がるのではないかという委員からの指摘があった。狩猟による管理より、外来法に基づく防除の方が適当であるケース等が想定されており、昨年改定した基本指針に記載の狩猟鳥獣の選定の考え方にも、そのような文言を追記している。(環境省)

#### <意見>

- ・ ゴイサギに関しては1990年代には約2,000羽捕獲されているが、その20年後に10分の1になっている。もう少し過去に遡ると、およそこの40年の間に捕獲数が50分の1になっている。バンは1970年代には約20,000羽、1990年代に約5,000羽捕獲されている。個体数の減少による要因か、狩猟としての魅力がなくなったのかはわからないが、前回の検討の際は、その原因について科学的根拠に乏しく、解除に至らなかった記憶がある。今回は繁殖分布調査という科学的根拠に基づく数値があって、それは参考にすべきであり、解除も視野に入れるべきかと思う。ただ繁殖分布調査は、あくまでも国内で繁殖する鳥類が対象である。したがって、国内で繁殖しない鳥類は変動が読みにくいので、検討が必要である。(川路委員)

→課題としては認識している。渡り鳥等についても捕獲数等の数値を見ながらモニタリングの必要性を判断し、ガン・カモ調査等の既存の調査データの活用も含め検討していく方針である。(環境省)

- ・ バンの狩猟価値については関係団体の意見が参考になると思うが、関係団体からバンの指定解除に反対する声はなかった。最近のハンターにとって狩猟鳥としての魅力はないのかもしれないと感じた。(川路委員)

→今回の関係団体への意見照会については、バン及びゴイサギの指定解除の是非という問い方をした訳ではないので、狩猟者団体から意見が出なかったと考えられる。しかし、個別のヒアリングをした際には、繁殖分布調査による確認数の減少という根拠で指定解除の検討を提案し、おおむねご理解をいただいたと認識している。(環境省)

- ・ 狩猟資源としての価値については、関係団体への意見照会というより、実際その鳥獣を捕獲している狩猟者に、ヒアリングをすれば実際のところがわかるかもしれない。また、狩猟鳥獣の解除の考え方は環境省が出すメッセージになる。解除の際に参考にする調査や数値、原理・原則を明確にする必要があると思った。(坂田委員)

→個別の狩猟者にヒアリングするという点に関しては、個人情報観点から難しいところがある。狩猟による捕獲実績がある都道府県に対して、改めて状況を確認したいと考えている。(環境省)

- ・ 哺乳類に関して、狩猟鳥獣の変更はないという点に異論はない。ただ、変更がないと判断するためのエビデンスがない中で結論を出す難しさを感じている。今後、指定の是非の判断をする上で、このままでいいのかと思っている。例えば捕獲数のオーダーがここまでになったらモニタリングをする等、何らかの基準がないと感覚的な話になってしまうと懸念している。(江成委員)

→ご指摘のとおり、哺乳類に関しては、捕獲状況と分布状況を参考にしており、シカやイノシシといった鳥獣を除き、個体数の状況や個体群の動態をお示しできていない。シカやイノシシのような個体数推定を行うには非常に膨大なデータが必要であり、狩猟獣類 20 種について全てお示しするのは難しいと考えている。ただ、捕獲数のオーダーに大きな変動があった際にどういう基準で調査を実施、判断するかはご指摘のとおり課題があると感じており、環境省としても認識を持っている。(環境省)

- ・ 捕獲数等の数値にどの程度変化があれば、狩猟鳥獣の指定解除を検討する

か等の基準を示すことは必要だと思う。

また、狩猟鳥獣の指定解除の検討時に、都道府県への意見照会結果を参考にするのはよいと思うが、都道府県知事にも捕獲禁止措置を講じる権限があるので、まずは都道府県知事が地域の実情に合わせてその権限を行使することが筋ではないか。複数の都道府県で同じような捕獲禁止措置が取られ始めれば、環境省として全国的な措置を取る、あるいは、ある都道府県は捕獲禁止措置を取っているにも関わらず、その近隣県が同様の措置を取っていないので困っているというような場合に、環境省として全国的な観点から狩猟鳥獣の指定解除を行うといった流れが、本来は望ましいのではないかと思う。

また、指定したままでよいという都道府県が複数ある中で解除の判断をすることに対してどうなのかというところが気になった。(坂田委員)

→都道府県の意見は重要だと考えている。地域的な問題に対しては都道府県知事の権限での対応を検討頂きたいとは思っている。ただ、どういう状況になったら捕獲を制限する、指定を解除する等の基準は明文化されていない。それをどこまで細かく整備できるかは検討課題である。また、都道府県知事による捕獲禁止措置が増えてきたら、環境省が全国的な措置を講じるというやり方だと、手遅れになる可能性もある。都道府県は都道府県の観点で判断し、環境省は全国的又は国際的な観点で判断することになっている。基準作りに関しては、ご意見として承る。(環境省)

- ・ 狩猟鳥獣の指定・解除において、判断に用いるデータやプロセスが明確ではないことが課題だと明らかになった。今回、全国鳥類繁殖分布調査の結果を参考に議論できているが、過去の検討会では検討に用いる科学的データの不足が指摘されていた。今回の議論を受けて、今後はそのような基準や調査データの位置付けを明確化し、次に繋げるのが良いと感じた。(石井座長)

<総括>

石井座長より、ゴイサギ及びバンを狩猟鳥獣の指定から解除することについて、各委員に異論の有無を確認した結果、異論は出なかった。

#### ● 狩猟期間について

事務局より、青森・秋田・山形の東北3県におけるカモ類の狩猟期間を、従来の11月1日～1月31日から11月15日～2月15日へ変更する方向性

を説明。

<意見>

- ・ 都道府県及び関係団体からの要望であり、意見はない。(川路委員)
- ・ 問題ないと思う。(水田委員)

● 狩猟鳥獣の捕獲制限について

事務局より、狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限、狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の禁止について、現行の規制内容を延長する方向性を説明。

<質問>

- ・ 全体的に問題はないと思う。ただ、キジのメスの捕獲制限がかかったままである。これは捕獲制限があった方がよいという意見が多いということか？(川路委員)

→今回の都道府県への意見照会では制限を解除した方がよいという意見は得られなかった。(環境省)

→制限する方針自体はいいが、その科学的根拠が必要だと感じる。(川路委員)

<意見>

- ・ カモ類のメスに関しては気になっている。日本野鳥の会からは、カモ類のメスを瞬時に識別することは難しいという意見があり、大日本猟友会からは混獲による希少種保護の防止などの観点が必要という意見が出されている。ハシビロガモとヨシガモは狩猟鳥であるが、オカヨシガモ、トモエガモ、オシドリを含めたメスの識別が難しいと考えられるカモ類5種の生息調査結果を見ると、個体数は同程度である。希少と言われていたトモエガモは、ここ1～2年で局所的かもしれないが、全国的にかなりの群れが見られており、オカヨシガモ、ヨシガモと肩を並べる個体数になっている。根本的にカモ類のメスの捕獲規制について真剣に考える必要が出てきている。メスだけ制限をかけることは考えられないか。(川路委員)

→平成29年度に狩猟鳥獣の判別パンフレットを作成し、公開している。カモ類の識別ポイントについては、オスが中心であった。メスについては判

別が難しいので、自信がない時は捕獲をやめましょうというメッセージを出している。メスの識別に特化した資料を作成するのか、それでも雌雄の識別が難しければ捕獲制限をかけるのか、ご意見を踏まえて検討する。(環境省)

- ・ カモ類を狩猟する際に性別の捕獲数の申告を求めているかどうか？そうすればメスがどれくらい捕獲されているか実態把握ができるかもしれない。(川路委員)

→狩猟結果の報告内容は、施行規則で定められており、現状では性別の捕獲数の報告は求められていない。また、現実的には狩猟者への過度の負担という観点でも難しい状況である。これからの鳥獣の保護管理という意味で様々な情報を得ていく必要があるため、ご意見を参考にさせて頂く。(環境省)

- ・ 関係団体から動力式・火薬式のむそう網についての話が出ているが、私自身も非常に気になっている。引き続き情報が得られれば共有をお願いしたい。(水田委員)

→現行で検挙されている事例も無く、実態が十分に把握されていない。都道府県からの協力を得ながら実態把握をしていきたい。(環境省)

- ・ 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限について、状況が変わっていないからこのままで良いという話だが、その根拠は示されていない。今後、どういう形で議論するのか、この場で議論をするのか、別の場で議論された結果をここで集約するのか、意思決定のプロセスが不明であった。エビデンスの付け方を含めて、決められた物があれば教えて頂きたい。(江成委員)

→制限をかけられた当時からの状況が変わっていないので、引き続き制限をそのままにしておくということで方針を示させて頂いている。現行でお示しできる情報が十分でないことはご指摘のとおりであり、例えばよく調べられているクマ類については様々な調査結果があるが、そうでない種については、例えば全国鳥類繁殖分布調査等の結果から大きな変動があるかどうかを判断するしかない状況となっている。

また、規制のあり方を議論するとすれば、この狩猟鳥獣の見直し検討会の

場か、細かい調査方法について別途議論の場を設けるか、どちらかになると思う。規制そのものの意思決定のプロセスについては、施行規則の変更になるので、資料2で示したプロセスとなる。(環境省)

→そうであれば、制限に関する検討プロセスがわかるようにした方が良いと感じた。(江成委員)

→先ほどの狩猟鳥獣の指定の議題とも重なるが、制限に関してもプロセスや定義が明確にされるべきだと、ご意見を頂戴して感じた。(環境省)

→野生動物は順応的な管理が必要だと思う。暫定的でもよいので、数値的な基準を持ちながら実施し、それが上手くいかなければフィードバックして見直しをかける。数値的な基準を持ちながら実施した方がわかりやすいと思う。数値を最初から決めるは難しいが、だからこそ順応的な管理の中で枠組みを作っておくというのが、長期的な視点からは必要だと感じた。(江成委員)

#### <総括>

- ・ 確かに、現状は明らかな問題がないと現状の規則にしましょうということになっているが、どこかで改めてレビューするということは必要かもしれない。本格的に実施となるとかなりの時間と作業が必要となるが、どこまでやるか、いつやるかを検討して頂きたいと思う。(石井座長)

#### ● その他について

環境省より、鳥獣保護管理法施行規則における学名表記をカタカナからラテン語に表記する方針、くくりわなの使用に係る現行の規制内容と課題について説明。

#### <意見>

- ・ 学名のアルファベット表記について意見は無い。くくりわなの直径規制について現状の把握ができていない状況というのが大きく、ここが重要だと思うので整理を進めて頂きたい。

許可捕獲との関係の中で、まだ十分な捕獲技術を身に付けていない人が多い地域では、狩猟による中途半端な捕獲によって多くの警戒心の高い個体を生んでしまい、その結果として許可捕獲を難しくしてい



るという話を聞くようになっている。実態がどうなのかは調査しないとわからないが、シカの捕獲に関してはそのような話を聞くということは情報提供をさせて頂く。(江成委員)

- ・ くくりわなの直径規制について、現状は短辺が 12cm 以内で長辺は長くてもいいという理解をしている。全体の大きさを規制するためには、まずは長辺の長さを規制した方がよいと以前から思っている。径を小さくすることがクマの錯誤捕獲防止に対してどのくらい効果があるのかに関して、環境省でどのくらい情報があるのか？(坂田委員)

→径を小さくすることによる錯誤捕獲防止の効果に関しては環境省で詳細な分析はしていない。哺乳類学会の専門家の方々に意見を聞いてみると、効果がないわけではないが、小さくすることによって爪先にワイヤーがかかってしまい、放獣時の作業の危険性が高まることも懸念されていた。また、わなメーカーへのヒアリングも行っているが、様々な課題もあり、また規制変更を施行するまでに一定の猶予期間が必要という意見も出ている。引き続き関係機関と検討を重ねていく必要があると考えている。(環境省)

→径を小さくすることによってシカ・イノシシの捕獲にどのくらい影響が出るかの判断が難しく、錯誤捕獲に対する効果の判断も難しいと思う。ただ、錯誤捕獲個体の放獣時に情報を収集することは有効かと思う。(坂田委員)

→放獣を行っている事業者からの情報収集も検討をしていきたいと思う。(環境省)

- ・ 狩猟鳥獣の指定や解除に関して、許可捕獲でも対応できると記載があるが、許可捕獲に何らかの制限をかけないと、狩猟による捕獲はなくなったが、許可捕獲が無制限に行われる懸念がある。(川路委員)

→許可の基準や内容については、都道府県が鳥獣保護管理事業計画で定めることとなっており、その中で必要に応じて制限をかけることになる。また、個体数が減少し、レッドリストに掲載される等希少性が高まると、希少種に指定され、捕獲許可権限は環境大臣となる。制度上では、そのような仕組みで対応することが可能である。(環境省)

● 今後の予定について

環境省より、検討会後の狩猟鳥獣の見直しのスケジュールについて説明。

<感想（検討会全体を通して）>

- ・ 今回、科学的根拠と思われるデータを示すと議論がスムーズに進むと感じた。日本も近代的なワイルドライフマネジメントを進めていく為に、そういったものを重視して頂きたい。（川路委員）
- ・ 過去、決めごとをする際の根拠について、どういう資料をベースにしたかが少しわかりにくい所があり、根拠とベース資料の整理が必要と感じていた。今回で根拠データが出てきた。今後もそれを踏襲していくことを検討して頂きたい。（石井座長）

<意見>

- ・ 環境省からの委託業務で、標識調査を行う際、山階鳥類研究所でもかすみ網を使用することがあるが、法令で住所氏名を記載しなければならないことになっている。このことについて、最近、従事者から個人情報を開示することに抵抗があるという意見が出てきている。今のところ実際に何か問題が生じているわけではない。この場で議論する内容ではないことは承知しているが、意見を表明する場がないので、あえて意見を述べさせていただいた。（水田委員）

→ご意見として承らせて頂く（環境省）

12：00 終了